

特別な事情による返還猶予の審査対象者個票

審査番号 18	
猶予する奨学金の対象年度：平成23～24年度返還分（高校分）	
特別な事情（ <input type="text"/> ） （連絡対象者の傷病）	考慮すべき背景（ <input type="text"/> ）
<p>1 経過</p> <p>(1) 奨学金の貸与及び制度見直し前の返還手続</p> <p>ア 借受者は高校分と大学分の奨学金の貸与を受け、平成18年度から返還を開始した。</p> <p>イ 高校分は制度改正前から免除制度がある国奨学金であったため、平成18年度に5年間分（平成18～22年度返還分）の免除決定を受けた。</p> <p>ウ 一方、大学分は、制度改正前は免除制度のない市奨学金であったため、自立促進援助金の支給により返還を受けた。</p> <p>(2) 制度見直し当初の返還手続（大学分）</p> <p>奨学金制度の改正後、大学分の返還手続を依頼したところ、平成21～25年度返還分の免除申請書類について、平成21年9月に連絡対象者を通じて郵送で提出されたため、返還免除を決定した。</p> <p>(3) 高校分の返還手続</p> <p>ア 高校分については、平成22年度返還分をもって免除期間が経過するため、平成23年8月から連絡対象者への連絡を始めたが、訪問しても不在であり、連絡が付かない状態が続いた。</p> <p>イ その後も訪問を繰り返す中で、平成25年1月以降、2回連絡対象者と面談したが、連絡対象者は、担当者からの説明や問掛けに対する反応が薄く、相槌を打つ程度の反応しかされず、借受者本人への説明の申出にも、否定的な態度を示されたため、具体的な返還手続は進まなかった。</p> <p>(4) 連絡対象者の傷病の判明</p> <p>平成26年7月に連絡対象者と3回目の面談を行ったが、連絡対象者の対応に変化が見られないことから、現在の健康状態を伺ったところ、平成21年の免除申請手続後に発症した疾病により、平成25年に障害者手帳（音声・言語機能障害）等の交付を受けていたことが分かった。</p> <p>(5) 返還手続の支援及び借受者本人への連絡</p> <p>ア 今後の具体的な手続を相談するため、平成26年8月に訪問した際に、連絡対象者から「きちんと手続ができるか不安なので、手続を手伝ってほしい」との申出があったため、申請書の書き方や添付書類の請求書を準備し、また、請求に同行するなどの支援を行った結果、同年9月に返還免除申請書を受理し、同年10月に平成25～30年度返還分（高校分）の返還免除決定を行うに至った。</p> <p>イ なお、平成26年11月に訪問した際に、借受者の兄弟姉妹（同人も借受者）が来ており、連絡対象者の了解のもと、兄弟姉妹に対して、奨学金貸与の事実や返還制度の説明を行い、連絡対象者の負担も考慮し、今後の返還手続を依頼したところ、同人から、今後の返還手続は自分と本件借受者が応じるとの申出があった。</p> <p>2 特別な事情による返還猶予の適用理由</p> <p>(1) 連絡対象者は、履行期限までに平成23、24年度返還分の免除申請を行うことができなかったが、その理由は、上記の1(4)のとおり、疾病により自立して手続が行えなかったことによるものであり、要綱第14条第1項第2号に定める「やむを得ない理由」に該当するものと認められる。</p> <p>(2) なお、今後の返還手続については、借受者本人が返還手続に応じることとなったため、連絡対象者に負担を掛けることはない。</p>	